



平成 22 年 2 月 10 日

各 位

上場会社名	株式会社エディオン
代表者の役職氏名	代表取締役社長 久保 允誉
コード番号	2730 (東証・名証 各市場第一部)
問い合わせ先	常務取締役総務人事本部長 藤川 誠
電話番号	06-6440-8712

「従業員持株 E S O P 信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 10 日開催の取締役会におきまして、当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）の福利厚生を充実を目的とした「第 1 回エディオングループ従業員持株 E S O P 信託」（以下、「E S O P 信託」といいます。）の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。当社は、信託関連については三菱 U F J 信託銀行株式会社のアレンジにより、株式関連については大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社のアレンジにより、E S O P 信託を導入いたします。

記

1. E S O P 信託導入の目的

当社はグループ会社の再編による経営効率の改善や新規事業等への取り組みにより、営業力を強化し業績向上に努めておりますが、従業員の労働意欲や経営参画意識の向上を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員へのインセンティブ・プランとして E S O P 信託を導入することといたしました。

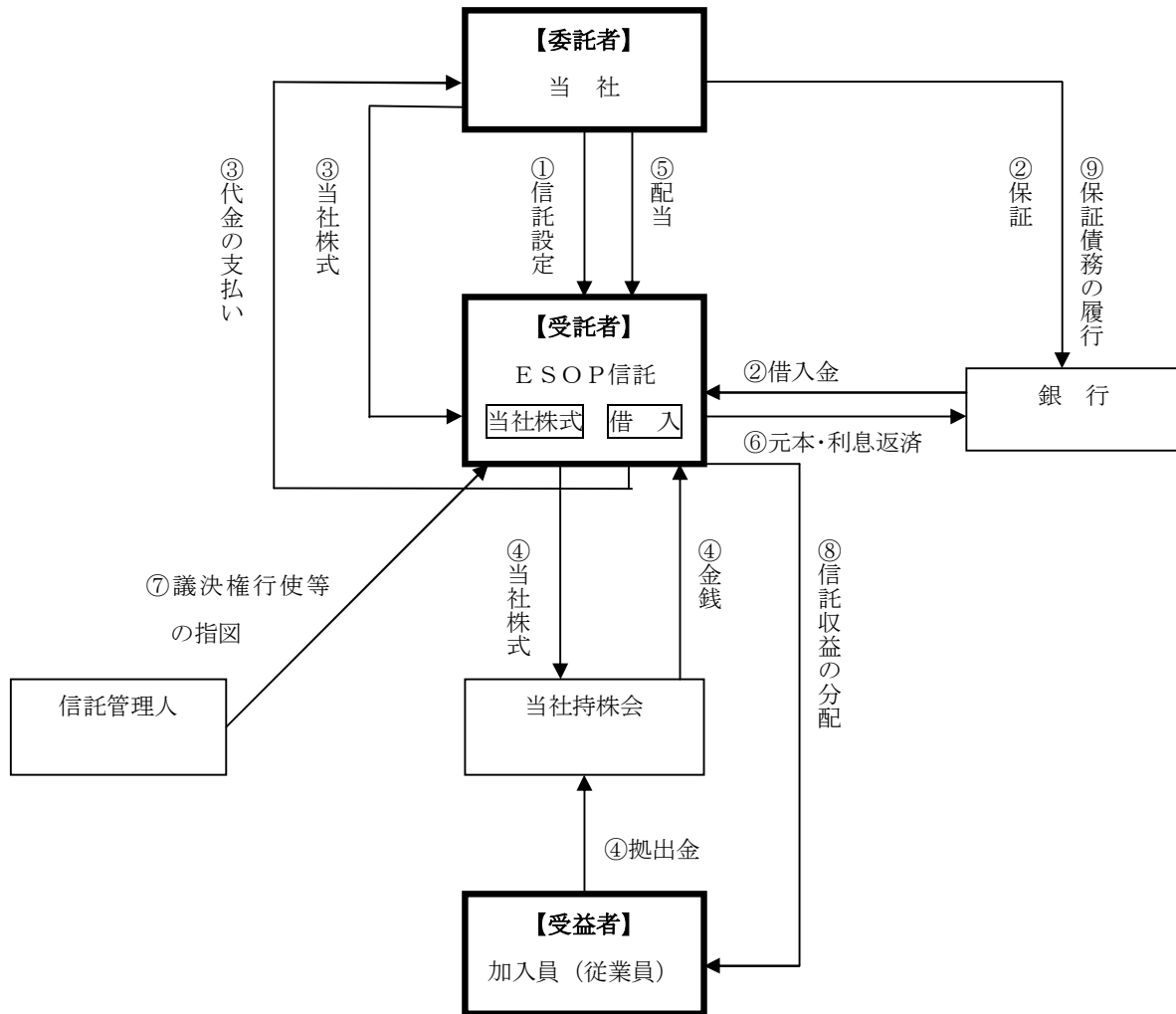
2. E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「エディオングループ社員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後 1 年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拋出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。また、当該信託は、その保有する当社株式に係る議決権を、当社持株会の議決権行使割合に応じて行使いたします。

なお、本件導入決議と同時に、現在当社が保有する自己株式 2,572,228 株（平成 22 年 2 月 9 日）のうち 778,900 株（約 680 百万円相当）を E S O P 信託に対して処分することを決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とする E S O P 信託を設定いたします。
- ② E S O P 信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社が E S O P 信託の借入について保証を行います。
- ③ E S O P 信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得いたします。
- ④ E S O P 信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。
- ⑤ E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。
- ⑥ E S O P 信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。

- ⑦信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。
- ⑧信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の抛割割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
- ⑨信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

※ 当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益があれば受益者に分配し、残余財産を委託者に返還することによって、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|--------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| ⑤受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成22年2月16日 |
| ⑧信託の期間 | 平成22年2月16日～平成23年3月18日 |
| ⑨議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がE S O P信託の受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ②株式関連事務 | 大和証券キャピタル・マーケット株式会社はE S O P信託における株式売買の事務を三菱UFJ信託銀行株式会社より受託いたします。 |

以 上